

上勝町持続化給付金の申請はお済みですか？

個人事業者の受付は8月31日(水)までです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を対象に、上勝町独自の支援策として、持続化給付金の申請を6月より受付しております。内容は次のとおりです。

詳細は産業課までお問い合わせください。

なお、この給付金は収入とみなされ課税対象となります。

1. 対象者 上勝町に住民登録がある個人、または上勝町に事務所を置く法人

2. 受付期間 個人：令和4年6月1日～令和4年8月31日
法人：令和4年6月1日～令和5年2月28日

3. 給付金の計算方法

次のパターンを比較し、年間事業収入が30%以上減少している場合は給付対象になります。ただし、減少額が法人40万円未満、個人20万円未満は対象外となります。

- ①『令和3年分の事業収入』と『令和2年分の事業収入』
- ②『令和3年分の事業収入』と『令和元年分の事業収入』

・給付額の算出では、対象とした年間事業収入の減少割合(%)と減少額に応じて算出します。(小数点以下は切捨)、(千円未満は切捨)

【注意】

- ・持続化給付金（国及び県、町）は、事業収入から除きます。
- ・時短要請の協力金は事業収入に含みます。（法人のみ）

4. 給付限度額 個人：20万円 法人：40万円

5. 申請方法 産業課へ次の必要書類等をご持参のうえ、手続きを行ってください。
三密を避けるため予約制としますので、事前に産業課までご連絡ください。申請は1回限りです。

6. 必要書類等

- ・本人確認書類（免許証、保険証、マイナンバーカードなど）
- ・事業収入のわかる書類は、下記のとおりです。（役場でコピーします）
- ・個人：関係年分の事業収入わかる収支内訳表（白色申告）もしくは決算書（青色申告）など
※持続化給付金を受給しているが、上記の書類で受給額がわからない時は、わかる書類（通帳等）を準備してください。
- ・法人：関係年分の売上高がわかる損益計算書と営業外収益（持続化給付金、時短要請時の協力金）がわかる雑益、雑損失等の内訳書など
- ・通帳（振込先口座）
- ・印鑑（シャチハタは不可）
- ・来庁時に交付申請書と請求書にご記入・押印をいただきます。

【提出先・お問い合わせ】産業課

☎0885-46-0111、IP050-3438-8071